

「発注者指定型土日完全週休2日制試行工事」に係る 特記仕様書

(目的)

- 1 建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする取組を試行的に行うことにより、工期設定の検証や週休2日の普及に向けた効果、課題を把握する。

(土日完全週休2日制の定義)

- 2 (1) 土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
(2) 対象期間中、原則として土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする(下請負者を含む)。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により、現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行った(4週8休を達成した)場合は週休2日が実施できたこととする。
※地元調整により、土・日に作業を行い振替を行った場合は週休2日が実施できたこととする。
※降雨により、土・日に作業を行い振替を行った場合は週休2日が実施できたことと認めない。

(受注者の取組内容)

- 3 受注者は、工事着手するまでに条件を満たす工程を立てた実施工程表(参考様式参照)を作成し、工事打合簿にて発注者と協議すること。
- 4 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、3項の実施工程表を提出し、監督員と協議のうえ、伊賀市建設工事標準請負契約約款第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況と下請負者を含む労働者の勤務状況を監督員に報告すること。(参考様式参照)
- 6 受注者は、下請負者に対し、「土日完全週休2日制工事」の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

(各工事費率の補正)

- 7 対象期間中において、土日完全週休2日を実施できた場合（夏季休暇、年末年始休暇を除く）、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、以下の係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。

労務費 : 1.05

機械経費（賃料）: 1.04

共通仮設費率 : 1.04

現場管理費率 : 1.05

(アンケートの実施)

- 8 試行工事の検証を行うため、受注者（下請負者を含む）は、完成報告書提出日までに別に定めるアンケートに回答する。土日完全週休2日を実施できなかった場合でも同様に回答すること。